

精華町 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書・請求書

専従者又は
所得48万円超の方用

調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

精華町長 様

申請期限: 令和7年10月31日(金) 消印有効

※期限までに申請書の提出がなかった場合は、
本給付金を辞退したものとみなします。精華町
受付印

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、枠内への☑及び裏面署名欄へ署名してください。

- 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。精華町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円となります。給付金額は支給決定通知をご確認ください。

① 以下の【支給要件】を満たします。

【支給要件】以下のいずれかの条件を満たすこと ※いずれか該当するものに☑してください

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、
定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

② 以下のいずれにも該当しません。

- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付金を受給した
- 令和6年度に実施された調整給付金(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、精華町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤ 精華町により審査された金額が給付されることに同意します。

1. 申請者・請求者

氏名	性別	生年月日	現住所
(フリガナ)	男・女	大正・昭和・平成	精華町
		年 月 日	
令和6年1月1日時点の住所	※現住所と異なる場合は、記載してください		日中に連絡可能な電話番号

2. 代理申請を行う場合

代理人氏名	1.申請者との関係	代理人生年月日	代理人現住所
(フリガナ)		大正・昭和・平成	
		年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 精華町定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書・請求書の提出を委任します。			申請者署名

裏面も必ずご記入ください。

事務処理欄(ここには記入しないでください)

受付番号	審査①	審査②	審査判定	支給額	入力	通知	入金
社・税	<input type="checkbox"/> 添付確認 <input type="checkbox"/> 給付可否		可・否	.000円			

3. 振込口座 (原則、1. 申請者・請求者の口座とします。)

下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間出入金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本店 支店 支所 出張所	1普通 2当座		※本人名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択される場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください。	1 ※		

提出書類

[必須書類]

- 『**精華町 定額減税調整給付金(不足額給付Ⅱ) 申請書・請求書**』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『**本人(代理人)確認書類の写し(コピー)**』
※ 1. 申請・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)いずれか1つを本人確認書類等貼付用紙に添付してください。**
※ **【代理申請を行う場合】(代理人が確認・受給を行う場合)のみ**
2. 代理人の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)いずれか1つを本人確認書類等貼付用紙に添付してください。**
- 『**受取口座を確認できる書類の写し(コピー)**』
※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。**

[該当の方のみ]

- 『**専従者であることを確認できる書類の写し(コピー)**』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。
※ 事業主の令和6年分所得税確定申告書、青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等
- 『**前年所得を確認できる書類**』
※ 令和6年1月2日以降に精華町に転入された方のみご注意ください
※ 令和6年度個人住民税の納税通知書の写し(コピー)または課税証明書等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、支給の可否について審査ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。また、すべての内容に誓約・同意のうえ申請・請求します。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し(コピー) (いずれか1つ)
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

「3. 振込口座」に記入した口座の確認書類を提出してください。
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し